5 いじめ解消までの手順

(1)いじめ解消までの手順(フロー図)

①早期発見・情報共有・判断

いじめ事案の発見・認知
(いじめの判断ができないトラブルを含む)

児童観察(生活ノート・生活観察)
アンケート(個々の児童から)
チャンス相談(欠席・遅刻・早退の状況により)
SC SSW 保護者 等からの情報

緊急時

校長(教頭) ― 生徒指導主事 ― 担任

いじめ対策委員会

いじめか否かの判断

いじめではない → 生徒指導委員

いじめである

②実態把握・方針決定

聞き取り方法の検討・指示
(対応チームの編成 指導場所・時間の調整)

対応チームでの事実確認
(関係職員・児童・保護者等から事情を聞き、詳しく状況を把握する)

対応方針・方法の決定
(対応チームの役割分担 指導場所・時間の確保)

③いじめ対応・解決

対応チームによるいじめの解決に向けた取り組み

	加害児童	被害指導	観衆・傍観者
児童	○いじめは人として絶対に許されない行為であることを理解させ、自分はどうすべきだったか、今後どうしていくかをしっかりと考えさせる。	○徹底していじめられた児童の味方になり、不安を取り除く援助を行う。 ○児童の表面的な変化から解決したと判断せず、継続した支援を行う。	○いじめが集団全体の問題であり自分の問題でもあることを捉えさせ、誰かに知らせることは人権や命を守る大切な行為であることを指導する。 ○はやしたてることや傍観する行為も許されないことに気付かせる。
保護者	○いじめ行為を行うようになった経緯をきちんとたどり、原因を明らかにしてその解決に当たるよう協力を要請する。	○本人をいじめ被害から守ることを最優先し、家庭でも早期にいじめの解決にあたることを依頼する。	○いじめを見つけたらすぐに仲裁に入る勇気を持つこと、加害児童に、なんらかの原因となる事柄や要因があるため、第三者の視点から加害児童の抱えている悩みを発見するような行動がとれるよう助言を要請する

スクールカウンセラー・スクールソウシャルワーカー等
関係機関との連携を図り、必要に応じて対応する。

報告

いじめ解決

報告

校長(教頭) ― いじめ対策委員会

④再発防止・解消の判断

再発防止に向けた指導・支援、経過観察(シート)

児童観察(生活ノート・生活観察)
二者面談、三者面談、周囲の児童や保護者へ聞き取り等を定期的に行う。

いじめの解消(いじめ対策委員会での判断